

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
(契 印 省 略)

「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」の  
一部改正に当たって留意すべき事項について

標記については、令和 3 年 2 月 25 日付け基発 0225 第 4 号「「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」の一部改正について」により通知されたところであるが、その運用に当たって留意すべき事項は、下記のとおりであるので、了知の上、今後の地域両立支援推進チーム(以下「推進チーム」という。)の運営に遺憾なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の趣旨、目的

推進チームの設置については、平成 29 年 3 月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づく治療と仕事の両立支援の取組を確実なものとするため、平成 29 年 5 月 19 日付け基発 0519 第 11 号「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」(以下「平成 29 年通達」という。)により指示されているところである。

しかしながら、最近の各種調査結果から、治療と仕事の両立支援(以下「両立支援」という。)の状況を見ると、病気休暇制度のある企業(常用雇用者 30 人以上民営企業)の割合は、22.4%(平成 24 年、働き方改革実行計画工程表記載時点)から 23.3%(令和 2 年)とわずかな増加にとどまっている(厚生労働省「就労条件総合調査」)。また、がんの治療や検査のために通院する必要がある場合、働き続けられる環境だと思える人の割合は、27.9%(平成 28 年)から 37.1%(令和元年)と 9.2 ポイント上昇しているものの、依然として半数にも満たない状況である(内閣府「がん対策・たばこ対策に関する世論調査」)。

このように、両立支援の状況は未だ十分でなく、推進チームの活動をより積極的に展開させる必要があることから、平成 29 年通達を一部改正することとしたものであること。

## 2 主な改正点と留意点

今回の改正の主な改正点とその留意点は、次のとおりであること。

### (1) 構成員（記（改正後の平成 29 年通達の記をいう。以下同じ。）の 1 の（3）関係）

推進チームの構成員については、改正前の平成 29 年通達及び令和 2 年 2 月 13 日付け基安労発 0213 第 1 号「令和 2 年度「地域両立支援推進チーム」の運営方針について」等により示されたものを改めて整理したものであること。

したがって、今回の改正は構成員の追加、変更等を求める趣旨ではないこと。

### (2) 議事等（記の 1 の（4）関係）

ア 「エ 各機関等が連携した両立支援に係る取組」及び「オ 各地域における好事例の収集」は、平成 29 年通達においては、推進チームの議事として明記されていなかったが、推進チームにおいて連携した取組及び好事例の収集が促進されるよう、今回新たに追加したものであること。

イ 「コ 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証」については、下記 3 を参照すること。

ウ 「サ 地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催及びこれに対する協力」は、平成 29 年通達においては「地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催」のみであったが、地域独自のイベントを新たに企画・開催することは実現が困難なことも多いと考えられることから、既存のイベントに対して各機関等が後援や協賛等様々な形で協力することも含めて意見交換できるように、今回新たに「協力」を追加したものであること。

エ 「シ その他地域両立支援推進チームの活動、運営に関する事項」は、ア～サに列挙された事項に限らず、推進チームの活動や運営について広く意見交換ができるように、今回新たに追加したものであること。

### (3) 運営（記の 1 の（5）関係）

#### ア 持ち回り開催

推進チームの複数回の開催が必要な場合は、構成員の負担等を考慮し、構成員の参集による開催に代えて、持ち回りによる開催（書面開催）としても差し支えないことを明記したものであること。

#### イ 座長及び副座長

推進チームは様々な組織、団体の担当者等から構成されているため、有識者等の座長を置いて議事を進めることにより議事の円滑化及び活性化が図られる場合もあると考えられることから、推進チームの実情に応じて、座長及び副座長を置くこととしても差し支えないことを明記したものであること。

なお、座長等を置いた場合、事務局は、議題や議事の進行等について座長等と綿密に協議すること。

#### ウ 作業部会、分科会等の設置

推進チームは構成員が多く、詳細な検討を行うことが困難な場合も多いと考えられることから、特定の事項について特に関係の深い構成員からなる作業部

会（ワーキンググループ、ワーキングチーム）や分科会等（以下「作業部会等」という。）を設置しても差し支えないことを明記したものであること。

各推進チームにおいては、推進チームの活動に資するような作業部会等の設置を検討するとともに、必要に応じて作業部会等に座長等を置いても差し支えないこと。

なお、作業部会等において決定した事項については、推進チームへの報告、承認等の手続きが必要となるが、この場合の推進チームは持ち回りによる開催とするなど簡素化を図ること。

#### （４）各種情報の収集、活用（記の１の（６）関係）

推進チームにおいて活発に意見交換を行い、各機関等による連携した取組を促進するためには、その基盤となる情報の共有が必要であることから、各種情報の収集及び活用について明記したものであること。

具体的には、本省からは、がんや糖尿病等の疾病及び医療に関する情報として「国民生活基礎調査」や「患者調査」等の調査結果、両立支援の取組や意識等両立支援の実態に関する情報として「労働安全衛生調査」や「患者体験調査」等の調査結果、傷病手当金等疾病の治療時に利用できる制度の改正等に関する情報、両立支援を推進するためのモデル事業や広報事業等の事業に関する情報等の各種情報を提供することとしているので、労働局においても、都道府県等が実施するがん対策関係の調査や啓発イベント等の情報、都道府県独自の患者支援制度等の情報を積極的に収集し、推進チームにおいてこれらの各種情報の共有を図るとともに、連携した取組につながるよう活用に努めること。

#### （５）設置期間（記の１の（８）関係）

推進チームの設置期間については、改正前の平成 29 年通達においては、平成 29 年度から 5 年間とし、その後の継続については推進チームで協議の上決定することとされていたところであるが、上記 1 のとおり、推進チームの活動をより積極的に展開させる必要があることから、設置期間を令和 8 年度まで延長することとし、その後については別途指示することとしたものであること。

#### （６）推進チームの取組等に係る情報共有（記の 2 の（２）関係）

推進チームの取組等については、平成 29 年通達においては、産保センターを通じて独立行政法人労働者健康安全機構の両立支援に係るポータルサイトに掲載することとされていたが、情報共有の促進を図るため、令和 3 年度から本省のポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載することとしたものであること。

### 3 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証について（記の 1 の（４）のㄐ関係）

#### （１）趣旨、目的

平成 29 年通達において、推進チームは各地域において実行計画に基づく全国的支援策と既に民間団体や自治体で行われている取組の連携を推進する役割を担うものとされているが、各推進チームの取組状況をみると、一部に創意工夫し

た取組もみられるものの、平成 29 年通達が目的としていた地域での連携した取組を推進する役割が十分に果たせていない状況が多くみられるところである。

これは、推進チームを開催しても、推進チームとしてどのような取組を行うのかについて具体的検討を行うに至っていないことが要因と考えられる。

このため、推進チームにおいて取組事項をあらかじめ検討して計画を策定し、さらに実施結果の検証を行うという P D C A サイクルを回すことにより、地域の連携した取組の一層の推進を図るとともに、より効果的な取組に結びつけることを目的として、推進チームの議事に今回新たに「コ 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証」を追加したものであること。

## (2) 計画の主な構成

「推進チームの取組に関する計画」（以下「計画」という。）の主な構成は、次のとおりであるが、推進チームにおいて適宜項目を追加する等変更しても差し支えないこと。

### ア これまでの取組、現状及び課題

推進チームの発足以降、取り組んできたことを振り返るとともに、両立支援をめぐる現状、今後取り組むべき課題を簡潔に記述すること。

なお、両立支援をめぐる現状の記述については、都道府県を対象とした調査に限らず、全国調査の活用や、推進チーム構成員等からのヒアリング結果の活用についても積極的に検討すること。

### イ 計画期間

計画期間については、当面、推進チームの設置期間が令和 8 年度までとされたことを踏まえ、基本的には令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年を計画期間とするが、必ずしもこれに限定するものではなく、推進チームの実情に応じて、例えば、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年計画を策定し、その検証結果を踏まえて令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年計画を策定することとしても差し支えないこと。

### ウ 目標

目標については、定性的な目標でも差し支えないこと。

### エ 具体的取組事項

計画には、これまで推進チームにおいて実施してきた取組だけでなく、新たに実施しようとする取組についても積極的に検討して記載するよう努めること。

なお、計画は実施が確定しているものや労働局が実施するもののみを盛り込む趣旨ではないので、構成員から実施が考えられる事業や予定されている事業等についてヒアリングを行う等により、支障のない範囲で盛り込むこととし、計画した取組が実施されるよう、詳細については実施予定年度の前年度に改めて検討する等、計画が具体的に実施されるよう配慮すること。

また、推進チームの取組としてアンケート調査を実施することも考えられるが、労働局が実施主体となる場合、統計法に基づく調査に該当し、事前に総務省の承認が必要となるので、検討に当たっては十分留意すること。

### (3) 計画の見直し

計画については、取組事項の追加や実施時期の変更等、必要に応じて見直すこと。

なお、令和4年度末で、第13次労働災害防止計画、政府の定める第3期がん対策推進基本計画及び第1期循環器病対策推進基本計画の計画期間が終了し、令和5年度末で、都道府県の定める第3期がん対策推進基本計画、第1期循環器病対策推進基本計画の計画期間が終了する予定である。これらの計画には、両立支援に関する事項が盛り込まれており、計画が切り替わる時点で、当該事項について見直しがあり得るのであらかじめ留意すること。

### (4) 計画の検討体制

計画の検討に当たっては、推進チームはもとより、作業部会等を設置して詳細に検討を行う、構成員から個別にヒアリングを行う等により、丁寧に議論を積み重ねて計画を策定するよう努めること。

### (5) 計画の検証

策定した計画については、計画期間の終了時のみならず、毎年度において取組事項の実施結果を検証することにより、効果的だった点、見直すべき点を把握し、次の取組にも活かすよう努めること。

### (6) その他

既に計画を策定している推進チームにあっては、計画期間の途中で現計画を廃止して新たに計画を策定することまでは要しないものであること。

## 4 その他

### (1) 地域保健との連携

「地域・職域連携推進ガイドライン」(令和元年9月改定)において、推進チームと地域・職域連携推進協議会(以下「協議会」という。)における取組状況等の情報は相互に共有し、推進チームにおける効果的な連携方法の協議に活用する旨盛り込まれていることを踏まえ、事務局は、推進チームの取組状況については、協議会において報告する等により情報共有を図るとともに、協議会の取組に関する情報については、推進チームの取組に活用するよう努めること。

### (2) 本省への報告

推進チームの運営の状況、上記3により策定した計画及び本省のポータルサイトに掲載する内容等については、別途指示するところにより本省あて報告すること。

### (3) 推進チームの活動に係る費用の支出について

ア 推進チームの開催に要する費用は、毎年度示達される(項)労働安全衛生対策費(目)諸謝金、(目)職員旅費、(目)委員等旅費、(目)庁費から支出すること。

イ 推進チームで作成するリーフレット等の各種資料の印刷費及び推進チーム主催のイベントの開催等に係る費用は、産業保健活動総合支援事業補助金から

支出して差し支えないこととなっているので、支出が必要となる活動を計画する際には事前に産保センターと協議すること。